

平成30年度 沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進計画

平成30年3月30日

沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進本部 決定

沖縄総合事務局開発建設部は、沖縄振興行政を担う一員として、沖縄県内における社会資本整備を推進する国の行政機関としての社会的使命を達成するため、組織全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでおり、職員のコンプライアンス意識は向上し、職場に定着してきている。

このため、これまでの取り組みの継続を基本とし、法令遵守のみでなく、開発建設部職員に期待される社会的要請に応え、その使命を果たしていくため、以下の取り組みを行う。

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等【継続】

平成25年3月25日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と推進本部の決定により平成25年4月22日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進室」によりコンプライアンスの推進及び内部統制の強化を継続して実施する。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会【継続】

外部有識者で構成される「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の策定に向けた意見、提言を伺い、取り組み等に反映していく。

(3) 事務所における体制の構築・連携及び強化【継続】

各事務所内に設置された、コンプライアンス推進責任者を補佐するための「コンプライアンス推進室」は、事務所におけるコンプライアンスの強化を効率的・効果的かつ自立的に推進するため、各事務所間で情報共有を行い、取り組みの連携を図る。

(4) 本局と事務所との連携の強化【継続】

開発建設部コンプライアンス推進室と各事務所コンプライアンス推進室は、年2回以上合同で会議を開催して情報共有を図り、連携してコンプライアンス推進を図る。なお、1回目は4月中に開催し、コンプライアンス推進計画の周知・徹底を図り、早期の計画実施に取り組む。

2. コンプライアンス指導体制の構築

(1) コンプライアンス指導員の育成【継続】

コンプライアンス指導員研修を開催し、コンプライアンスに関する知識と管理能力の向上に取り組むと共に、管理職職員の交流を通し、風通しの良い健全な組織風土の構築を推進する。

(2) コンプライアンスインストラクターの育成【継続】

①コンプライアンスインストラクター養成研修を開催し、本局・各事務所におけるコンプライアンス推進活動を計画的かつ着実に実施することを目的として、インストラクターの養成を図る。

②インストラクター育成の一環として、各事務所等におけるコンプライアンスミーティング等の開催において、インストラクターを積極的に活用する。

3. 職員の意識改革に向けた取組

(1) 推進本部長等によるコンプライアンス意識の高揚【継続】

①推進本部長（次長）から全職員に対して綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付し、コンプライアンス意識の高揚を図る。

（毎月一回、全職員のパソコン画面にメッセージを表示すると共に、併せてメール配信を行う）

②推進本部長等本部職員から本局幹部会、事務所長会議等において、随時、綱紀の保持や倫理規程に関する訓辞を行い、職員のコンプライアンス意識高揚を図る。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実化【継続】

①開発建設部で実施する研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを採り入れて実施する。

②職員に対してより専門的な知識を付与し、職員の遵法意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。

③官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

(3) コンプライアンスミーティングの実施【継続】

①職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各課・各事務所の所属毎にコンプライアンスミーティングを年2回以上実施する。

②ミーティングテーマは、本局推進室から共通テーマを提供し、この中から各部署の実情に合わせ、職員が関心の高いテーマを選定して意見交換を行い、意識の向上を図る。

また、本局各課・各事務所において選定したテーマにより実施し、職員一人ひとりが理解を深めるようにする。

(4) リスク回避等マニュアルの機能検証とリスク対応の共有を図る体制の構築【継続】

①各職場に配布・展開した「リスク回避等マニュアル」を活用して随時リスク点検を実施し、点検結果に基づき必要な対応改善を行うと共に、必要に応じて新規リスクを追加等し、マニュアルの更新等を行う。

②更新等を行ったマニュアルは、コンプライアンス推進室で集約・整理して各職場へ再度水平展開・共有し、各職場で更に活用する体制を構築する。

③各職場におけるリスク点検の実施、及び点検結果に基づく必要な対応改善状況を確認するため、セルフチェックシート等による自己点検を第3四半期末に実施する。また、監査官が実施する一般監査等においても監査項目に組み込み確認する。

(5) コンプライアンス情報の提供【継続】

コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する他、開発建設部イントラネットに掲載して職員が常時閲覧できるようにするなど、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取り組みを実施する。

(6) 発注者綱紀保持マニュアルの周知等【継続】

①「開発建設部発注者綱紀保持規程、同マニュアル」について、マニュアルのコンパクト版を利用した学習会やコンプライアンス・ミーティング等を通して職員に周知する。なお、4月中に新規採用者等に対して、発注者綱紀保持規程等の周知を図り、コンプライアンスに関する意識を認識させる。

②各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取り組みの参考とするためのアンケート調査を実施する。

また、ミーティング実施後等において、セルフチェックシートによる職員の法令等の理解度の検証を行う。

(7) コンプライアンス通報窓口の周知と適正な運用【継続】

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員による内部通報制度の事務処理フロー」等に基づき、適正な運用を図るよう、的確な対応を行う。

(8) ハラスメント防止対策等【継続】

①ハラスメントを防止するため、各職場において、ハラスメント防止対策等のリーフレットを配付し、浸透を図る。また、研修等において、職員への啓発の取り組みを図る。

②国家公務員セクシュアル・ハラスメント週間において、職員に対して防止対策や相談窓口、相談員等について、十分に周知する。

4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底等

(1) 不正が発生しにくい入札契約手続きの見直し【継続】

①一部工事において、入札書と技術提案書の同時提出により、技術評価点漏洩の防止を図る。

②入札・契約手続運営委員会、建設コンサルタント選定委員会及び技術審査会等で使用した資料は、会議終了後に即時回収することを徹底し、情報漏洩防止を図る。

③各種委員会で使用する資料は、「業者名のマスキングの徹底」により、入札

参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

④積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者を限定し、情報漏洩防止を図る。

(2) 情報管理の徹底【継続】

①予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

②機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図る。

③「情報セキュリティ教育（内閣府）」、「セキュリティ講習会」において情報取扱の周知を行い、情報管理の徹底を図る。

(3) 談合業者に対する違約金加算対象の拡大【継続】

談合等不正行為があった場合の違約金加算（10%に5%を加算）の対象者を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者まで拡大する対策については、継続して実施する。

5. 事務所毎の応札状況の透明化・情報公開の強化【継続】

事務所ごとに年間を通じた応札状況について、ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

6. 発注者綱紀保持の徹底

(1) 事業者等との適切な関係の確保【継続】

①業界団体を通して事業者等に対し、当部の推進計画に基づく取り組みを各機会を通じて説明する。また、受注業者に対しては、発注者綱紀保持等の取り組みに対する協力依頼文書を契約時に配布する。

②事業者等に対し、一般競争参加資格認定時の機会等に、発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者の取り組みを周知徹底する。

③コンプライアンス推進計画、推進計画に基づく取り組み、及び発注者綱紀保持のパンフレットをホームページに掲載し、事業者等への周知を図る。

(2) 応接場所等の可視化【継続】

①事業者等との応接については、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行うことを職員に周知徹底する。

②事務所の副所長室の相部屋化、大部屋化は副所長のいる全事務所において平成26年度において実施済みであるため、これを維持し事業者との応接の可視化を進める。

(3) 外部からの不当な働きかけへの適切な対応の徹底【継続】

職員は、事業者等又は沖縄総合事務局開発建設部以外の内閣府職員若しくは他省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、毅然と対応するとともに、沖縄総合事務局開発建設部発注者綱紀保持規程第12条の規定に基づく対応を執るよう周知徹底を図る。

7. 内部監査の実施【継続】

一般監査実施計画等に基づき、コンプライアンス取り組み状況や入札関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を実施する。